

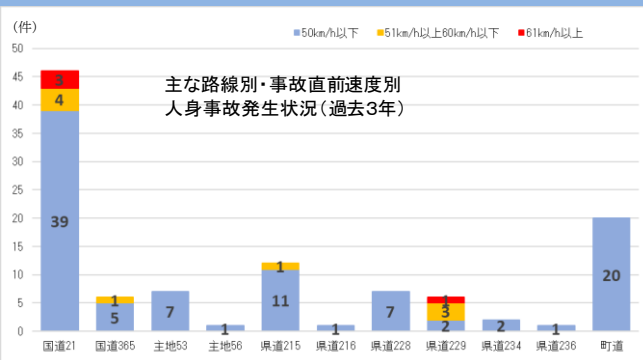
速度取締り指針

垂井警察署の速度取締り重点

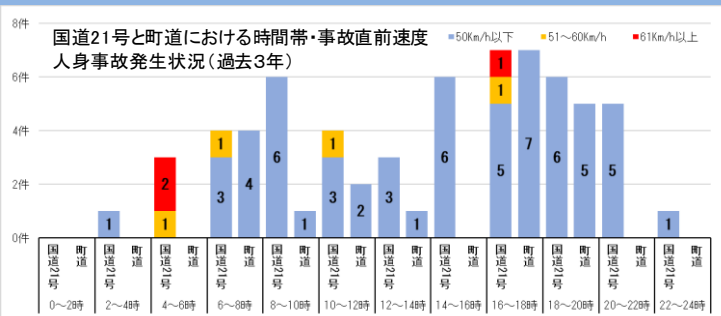
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道21号	4:00～10:00 16:00～22:00	関ヶ原地区	60・50km/h
町道	6:00～8:00 16:00～20:00	垂井・関ヶ原地区	30・40km/h

- ★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。
- ★ 生活道路・通学路においても取締りを実施します。

垂井警察署管内における交通事故実態



▼ 主な路線別における人身事故発生状況を比較すると、国道21号など幹線道路で約半数が発生しており、次いで生活道路として利用されている町道での発生が多い状況にあります。



▼ 国道21号及び町道における時間帯別・事故直前速度別人身事故発生状況を見ると、両路線ともに通勤退社・登下校時間帯での事故の発生が多い状況にあります。

交通死亡事故の発生状況

昨年10月12日に、垂井町内の町道交差点において、普通貨物自動車と自転車の出会い頭事故により、自転車利用者の方が亡くなる交通事故が発生しました。
令和5年中の人身交通事故件数は前年に比べて減少しました。

◎ その他の交通指導取締り要点

- 速度取締りのほか、交通事故に直結する交差点関連違反（信号無視、一時不停止違反等）の取締りを強化します。
- 生活道路、通学路での取締りを強化するほか、薄暮時間帯を中心に国道等の幹線道路における駐留監視及び赤色灯を点灯させたパトカーによる流動警戒等見せる活動を実施します。